

区	〒	所在地	TEL	FAX
北 区	530-0026	かみやまちょう 神山町15-11	6313-5566	6313-2921
都島区	534-0021	みよこじまほんどおり 都島本通3-12-31	6929-9500	6929-9504
福島区	553-0001	えび え 海老江6-2-22	6454-6330	6454-6331
此花区	554-0002	てんぽう 伝法3-2-27	6462-1224	6462-1984
中央区	542-0062	うえほんまちにし 上本町西2-5-25	6763-8139	6763-8151
西 区	550-0013	しんまち 新町4-5-14	6539-8075	6539-8073
港 区	552-0007	べんてん 弁天2-15-1	6575-1582	6575-1025
大正区	551-0013	こばやしにし 小林西1-14-3	6555-0692	6555-0687
天王寺区	543-0074	ろくまんたいちよう 六万体町5-26	6774-3377	6774-3399
浪速区	556-0011	なん ば なか 難波中3-8-8	6636-6027	6636-6028
西淀川区	555-0013	ち ぶね 千舟2-7-7	4862-6455	4862-6439
淀川区	532-0005	み くにほんまち 三国本町2-14-3	6394-2900	6394-2978
東淀川区	533-0022	すがはら 菅原4-4-37	6370-7221	6370-7114
東成区	537-0013	おおいまざとみなみ 大今里南3-11-2	6977-7031	6977-7038
生野区	544-0033	かつやまきた 勝山北3-13-20	6712-3110	6712-3001
旭 区	535-0031	たかどの 高殿6-16-1	6954-8881	6957-7282
城東区	536-0005	ちゅうおう 中央2-11-16	6936-1161	6936-1154
鶴見区	538-0051	ちろうち はま 諸口5-浜6-12	6913-7041	6913-7676
阿倍野区	545-0037	て づかやま 帝塚山1-3-8	6628-1212	6628-9393
住之江区	559-0013	み さき 御崎4-6-10	6686-2234	6686-2122
住吉区	558-0021	あさ か 浅香1-8-47	6115-8150	6692-8813
東住吉区	546-0031	た なべ 田辺2-10-18	6622-9837	6622-8973
平野区	547-0043	ひら の ひがし 平野東2-1-30	6795-2727	6795-1660
西成区(別館)	557-0034	まつ 松3-1-16	6656-0322	6656-0154

まずは、
お住いの区
の社会福祉協議会に
ご相談ください。



おおさか し しゃかいふく しきょうぎ かい
大阪市社会福祉協議会
(権利擁護担当)

〒557-0024
おおさか しにしなりく てしろ
大阪市西成区出城2-5-20
おおさか し しゃかいふく し
大阪市社会福祉
研修・情報センター3F
TEL06-4392-8236
FAX06-4392-8900

月～土曜日 午前9時～午後5時 祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く

あんしん まいにち す
安心して、毎日が過ごせますように、
ふくし りよう てつづ
福祉サービス利用の手続きや
きんせんかんり てつだ あんない
金銭管理のお手伝いをご案内します。

あんしんさぽーと
にちじょうせいかつ じりつ し えん じ ぎょう
(日常生活自立支援事業)

そうだん むりょう
相談は無料です。

おおさか し しゃかいふく し きょうぎ かい
大阪市社会福祉協議会
かくく し しゃかいふく し きょうぎ かい
各区社会福祉協議会

生活の中で不安に思うことはありませんか？

福祉サービスは
利用したいけど、
手続きは苦手



計画的にお金
の支払いが
できるか不安

通帳やはんこなど、
どこに置いたか
忘れてしまう



大事な書類を
なくさへんか
心配



あんしんさぽーとがお手伝いします

福祉サービスの利用手続きをお手伝いします
福祉サービス等 利用援助

- 利用に関する情報の提供、相談
- 利用手続きの支援、契約の立会いなど
※医療機関、施設への入院、入所は除きます
- 福祉サービスの苦情を解決するための制度の利用手続きの支援

日常の金銭管理をお手伝いします
金銭管理サービス

- 預貯金の出し入れ
- 家賃や公共料金、福祉サービス
利用料や医療費などの支払い
- その他の金銭を要する手続きの
代行

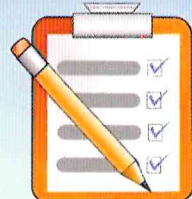
通帳・証券類の紛失や盗難を防止します
預かりサービス

- 預貯金通帳
- 有価証券(債権など)
- 証書(保険証書・契約書・公正証書遺言など)
- カード(キャッシュカードなど)
- ※1,000万円を超える通帳・証券類、宝石、貴金属、
書画、骨董品などは預かれません。

◎利用できる方

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力に不安のある方で
次のすべてに当てはまる方

- ・大阪市内に在住の方
- ・契約内容が理解できる方
- ・事業(サービス)を利用する意思がある方



利用できない方

判断能力に問題のない
・身体障がい者の方
・浪費、お金の管理が苦手な方



△判断能力が低下していて、あんしんさぽーと事業の契約内容が理解できない場合、
成年後見制度の対象となります。

利用のしかた



*契約締結審査会

弁護士、医師、社会福祉士などの専門家で構成、本人の契約能力や判断能力の確認が必要な場合、契約可否等を審査します。

*運営適正化委員会

弁護士、医師、社会福祉士などの専門家で構成、事業運営の監視と利用者の苦情解決を行っています。

サービス利用料	金銭管理サービス	預かりサービス
市民税課税者	1回 900円	年間3,000円
市民税非課税者	1回 600円	(月250円)
生活保護受給者	無料	無料